

第二次千葉県再犯防止推進計画 概要

計画の概要

1 計画の策定趣旨・目的

- 就労、住居、保健・医療、福祉等多岐にわたる再犯防止に関する施策の推進のため、国の刑事司法関係機関、県、市町村、民間団体等、地域が一丸となって取り組むための指針
- 再犯防止推進法（平成28年12月施行）第8条第1項に基づく地方再犯防止推進計画として、「千葉県再犯防止推進計画」を策定

2 基本理念

- 犯罪や非行をした人たちが様々な生きづらさを抱えた「ひとりの県民」であることを理解し、その人が社会で孤立することなく、県民の協力を得て地域で支えられながら円滑に社会復帰することを通じて「県民が受ける犯罪被害の防止」や「安全で安心して暮らせる社会の実現」を図る。
- 再犯の防止等に関する施策は、犯罪被害者等に対する十分な配慮をもって行うものとし、その上で犯罪をした人等を地域社会の一員として迎え支え合うことにより、「誰もが暮らしやすい千葉県づくり」を推進。

3 基本的な方向性

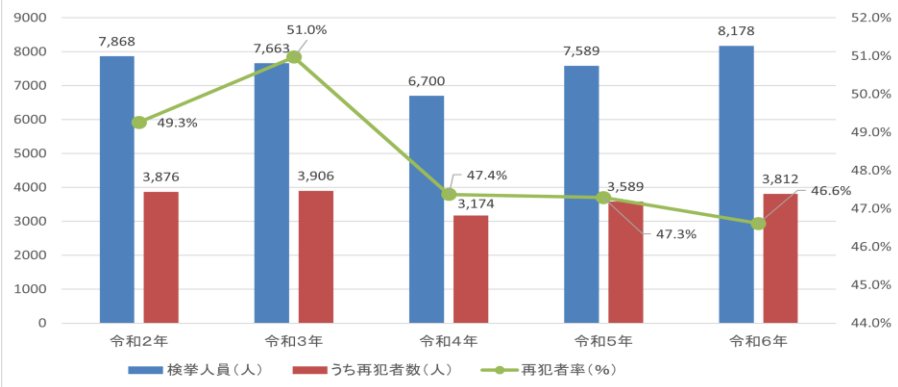
- 第二次千葉県再犯防止推進計画は、第一次計画で掲げた重点課題（施策）に引き続き取り組むとともに、第一次計画での取組を振り返る中で明らかとなった今後力を入れて取り組むべき施策を踏まえ、国の第二次再犯防止推進計画（令和5年3月策定）を勘案し策定した。

4 計画期間

令和8年度から令和12年度の5年間

本県の再犯防止を取り巻く状況

刑法犯検挙者中の再犯者数・再犯者率【千葉県】



県内の検挙人員は令和2年から6年にかけてほぼ横這いであり、再犯者の割合（再犯者率）は5割前後を推移している。

計画の目標

県・市町村、国、民間団体が連携し、犯罪をした人等が社会で孤立することなく、地域とつながりを持った生活を再建できるような施策を実施するとともに、犯罪をした人等だけでなく、犯罪被害者等を含めた県民生活の平穏を害することのないよう十分に配慮することにより、「県民が受ける犯罪被害の防止」や「安全で安心して暮らせる社会の実現」を果たし、もって「誰もが暮らしやすい千葉県」が実現することを目標とする。

計画の推進体制と進行管理

1 推進体制

学識経験者や刑事司法関係機関、民間団体、行政機関等を構成員とする「千葉県再犯防止推進連絡協議会」において、関係者間の情報共有を通じて関係機関の連携を図るとともに、再犯防止のための施策を推進するうえでの課題等を共有し、解決策を協議するなど、再犯防止のための取組を進める。

2 進行管理及び今後の展開

第二次千葉県再犯防止推進計画の推進に当たっては、「千葉県再犯防止推進連絡協議会」において、各取組を実施する機関からの報告や、本計画の成果指標等の数値を踏まえ、進捗状況を検証・評価するとともに、その中で明らかとなる課題等について、関係機関や関係団体等と連携を図りながら、必要な施策や対応を検討し、取り組んでいく。

具体的な取組

県の役割： 関係機関や団体が連携して、支援対象者のニーズに合わせて必要な支援を行える体制づくり

このことを踏まえ、以下の重点課題（施策）に取り組む。

1 社会復帰に向けた包括的支援体制の整備（千葉県独自の重点課題（施策））

犯罪をした人等に対する切れ目のない生活支援の推進

出口支援及び入口支援の充実

矯正施設からの要請により、矯正施設から出所・出院後に福祉的な支援を要する人に対し、釈放前に中核地域生活支援センター等の福祉の相談支援機関が矯正施設内で面談を行い、本人の状態や支援ニーズを把握し、釈放後ただちに生活支援につなげていくことができる相談支援（出口支援）を、第一次計画での実績及び成果を踏まえ、第二次計画でも引き続き実施する。

☆支援実績：82人に対して延べ112回の面談を実施。（令和4年1月から令和7年9月まで）

本人辞退のケースを除き、ほとんどのケースで、最終的に住居及び就労先等を確保。

また、検察等からの要請により、矯正施設への入所まで至らない福祉的な支援を要する人に対する支援（入口支援）についても、そのスキーム及び県や関係機関・団体として寄与できる方策等を検討する。

2 個別課題の解決に向けた重点課題（施策）

（1）地域による包摂の推進

国との適切な役割分担のもと、上記1の出口支援で培ったノウハウを市町村をはじめ関係機関・関係団体へ周知し、共有すること等により、個々の必要性に応じ、地方公共団体が提供する住居や就労、保健福祉、教育等の各種行政サービスや民間団体による支援への円滑なつながり、フォローアップを可能とする連携、協力の仕組みを強化・充実する。それにより、犯罪をした者等が地域社会の一員として、地域のセーフティネットの中に包摂され、地域社会に立ち戻っていくことができる環境を整備する。

（2）社会における居場所の確保

- 本人の能力や適性に合った就労先の確保
- 住居の確保、住民票の再取得に関する市町村への情報提供・情報共有
- 生活基盤確立に必要な手続きへの支援 等

（3）保健医療・福祉サービスの利用の促進

- 福祉や医療を必要とする人に対する相談、利用可能なサービスの紹介
- 薬物依存に関する相談、治療・回復プログラムの開催、家族への支援、自助グループ等の紹介
- アルコール・ギャンブル依存等への支援

（4）非行の防止・学校等と連携した修学支援の実施

- 児童生徒が抱える様々な問題に対する各種相談
- 学校等と連携した立ち直り支援
- 学校や地域社会において再び学ぶための支援

（5）犯罪をした人等の特性に応じた効果的な支援等の実施

様々な特性に応じた支援の実施

- 少年・若年者
- 悩みを抱える女性
- 発達上の課題を有する人
- ストーカー加害者
- 暴力団からの離脱支援
- 性犯罪者 他

（6）民間協力者の活動の促進 広報啓発活動の推進

- 保護司等の更生保護ボランティアの活動に対する支援
- 社会を明るくする運動の推進